## 投資奨励委員会事務局 告示

P-14/仏暦2543年(2000年)

件名 人的資源開発事業の範囲の規定

仏暦2543年(2000年)8月1日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦2543年 2号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦2520年(1977年)投資奨励法第13条および16条に基づく権限により、事務局は、仏暦2543年、9月22日、投資委員会の同意を受け、布告末尾の業種表の業種7.15による人的資源開発事業の範囲を定めることを必要と見なした。以下のとおりである。

- 1. 教育機関あるいは職業訓練機関 工業、工学、科学および技術者の知識分野の教育を有し、上述の分野の学生数が、総学生数の50%以上を占める こと。
- 2. インターナショナルスクール
- 3 . ホテルトレイニングスクール ホテルに関係する知識分野の教育を有し、 上述の分野の学生数が、総学生数の50%以上を占めること。
- 4. 通商航海面(船員)の力量発展の教育機関 通商航海面の知識分野の教育 を有し、上述の分野の学生数が、総学生数の50%以上を占めること。

上述の1-4項による業種は、さらに必要な設備、実習室、その他を持たなくてはならない。

これらに関しては、この告示以後、適用となる。

告示日 仏歴 2 5 4 3 年 (2000年) 1 1 月 2 2 日 署名 スタポン・カウイターノン 投資委員会長官